

入札説明書

この案件は、電子入札対象案件です。入札参加資格申請及び入札手続きは、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行ってください。

なお、事情により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札方式参加承認願いを提出し、承認を得た後、書面により手続きを行ってください。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託

業務内容 別紙「江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務場所

島根県江津市松川町上河戸 703 企業局西部事務所 電話 0855-57-0221

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成30年度以降に、官公庁における上水道施設の維持管理及び運転監視業務（令和5年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局作成「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」に定義する監視、巡視、点検、維持をいう）の実績が、継続して1年以上ある者。

(2) 水道技術管理者資格を有する職員を複数名雇用している者であること。

(3) 令和6年度から令和8年度までにおける島根県企業局の江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る入札参加資格を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 島根県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない者又は納税義務が無い者であること。

(6) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務が無い者であること。

(7) 公告日から入札書提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

(8) 入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) この入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書及び所定の書類（以下「申請書等」という。）を提出してください。

ア 提出場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課

電話：0852-22-5673 FAX：0852-22-5679

Mail：soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

イ 提出方法

電子調達システムによります。

ただし、電子調達システム未登録者及び事情により手続きを書面により行うものは、持参又は簡易書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用してください。

ウ 提出期間

公告日から令和6年3月1日（金）午後4時までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例9号）第1条第1項に規定する島根県の休日を除く。）に提出してください。ただし郵送等の場合は必着とします。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行ってください。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出を持って行き、審査の結果は、令和6年3月12日（火）までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者に通知します。
なお、書面により申請書を提出した者については、入札結果通知書（以下「通知書」という。）により通知します。また、参加資格を有しないと決定した時も通知します。
- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件の入札に参加することができません。
- (5) 入札参加資格を有しないと通知を受けた者は、当職に対して理由の説明を求めることができます。
説明を求める者は、令和6年3月15日（金）までに書面を3(1)アの提出場所へ持参又は郵送等（必着）により提出してください。

4 入札手続

(1) 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出してください。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出してください。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出してください。

(2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(3) 電子調達システムによる入札の期間

ア 令和6年3月18日（月）午前9時から同月19日（火）午後4時までとします。ただし、この期間において、入札書が提出できる時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例9号）第1条に規定する島根県の休日を除いた日の電子入札システム稼働時間です。

イ 電子調達システムでは、入札参加資格確認通知書発効後、入札期間以前に提出された入札書についても、入札期間内に提出されたものとします。

(4) 書面による入札の日時及び場所等

ア 令和6年3月18日（月）午前9時から同月19日（火）午後4時までの間に、上記3(1)アの場所へ持参又は郵送等により提出してください（必着）。

(5) 開札の日時及び場所等

ア 日時 令和6年3月21日（木） 午前10時

イ 場所 3(1)アの場所

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行います。ただし、書面により入札を提出したものについては、電話等により通知します。

(7) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が1名のみの場合は再度入札を行いません。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行います。ただし、書面により入札書を提出したものについては、開札場所で直接又は電話等により行います。

ウ 再度入札は、最大で2回まで行います。

エ 1回目の再度入札は次のとおり行います。

㊦ 電子調達システムによる再度入札の入札期間

令和6年3月21日(木)午後1時から午後1時30分まで

㊧ 書面による再度入札の日時及び場所等

令和6年3月21日(木)午後1時30分に上記3(1)アの場所へ持参してください。

㊨ 開札の日時及び場所

令和6年3月21日(木)午後1時45分に上記3(1)アの場所で行います。

オ 1回目の再度入札の結果、落札者がいない場合は、2回目の再度入札を次のとおり行います。

㊦ 電子調達システムによる再度入札の入札期間

令和6年3月21日(木)午後2時から午後2時30分まで

㊧ 書面による再度入札の日時及び場所等

令和6年3月21日(木)午後2時30分に上記3(1)アの場所へ持参してください。

㊨ 開札の日時及び場所

令和6年3月21日(木)午後2時45分に上記3(1)アの場所で行います。

カ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。ただし、その場合でも予定価格は変更しません。

なお、随意契約の協議以降の手続は、電子調達システムによらず、書面により行います。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とします。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とします。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(9) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

(10) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続を行ってください。

ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出するとともに、その理由を明記した入札辞退届を入札執行者に開札時まで、直接持参又は郵送等により提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札執行前には入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中には、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に提出してください。

(11) 契約における特約条項

本契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削減があった場合は、契約を解除することができる。

(12) 入札説明会

実施しません。

5 入札保証金

- (1) 本業務の入札参加資格を有する者は、島根県会計規則第 61 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき免除します。

6 契約保証金

- (1) 本業務の入札参加資格を有する者は、島根県会計規則第 69 条の 2 第 7 号に基づき免除します。

7 契 約

- (1) 契約書作成の要否
要します。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 契約条項
委託契約書（案）のとおりとします。

8 質 疑

- (1) 質疑事項がある場合は、入札等質疑書により提出してください。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりです。
 - ア 提出期限 令和 6 年 3 月 4 日（月）午後 4 時 まで
 - イ 提出場所 3(1)アの場所
 - ウ 提出方法 電子調達システム、郵送等によって提出してください。
(ただし、FAX 又は電子メールの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があることを承知のこと。)
- (3) 提出のあった質疑については、令和 6 年 3 月 6 日（水）までに回答します。この案件の入札公告及び入札説明書等をダウンロードされた入札情報サービスの入札情報に、追加して掲載します。)
なお、やむを得ない事由により電子調達システム等を閲覧できない入札者については、書面により回答しますので、下記 10(1)の問い合わせ先までご連絡ください。

9 添付書類

- (1) 江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託仕様書
- (2) 入札関係様式
- (3) 委託契約書（案）

10 その他

- (1) この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地 島根県企業局総務課 予算調整係
電話：0852-22-5673 FAX：0852-22-5679
Mail：solumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp